

目次

1. 令和5年分年末調整について (P.1)
 - ① 令和4年分年末調整からの変更点
 - ② 顧問先よりご提出頂く書類の確認
2. 令和5年10月1日以降（インボイス制度下）の旅費交通費についての整理 (P.2～)
3. 電気・ガス・水道・電話に係る料金についてのインボイス制度対応一部例示 (P.4)

1. 令和5年分年末調整について

① 令和4年分年末調整からの変更点（別紙参考資料あり）

令和5年分年末調整において令和4年分からの変更点は以下の通り。

- ・扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲（別紙参照）

② 顧問先よりご提出頂く書類の確認

- ・扶養控除等（異動）申告書

… 令和5年入社の対象者と扶養控除対象親族のマイナンバーの記載に漏れないか。

- ・基礎控除申告書、配偶者控除等申告書及び所得金額調整控除申告書

… 基礎控除適用には所得者本人の所得制限^{※1}あり。

配偶者控除^{※2}・配偶者特別控除^{※3}適用には所得者本人の所得制限^{※4}あり。

※1 所得者本人の所得 2,500 万円以下

※2 配偶者所得 48 万円以下

※3 配偶者所得 48 万円超 133 万円未満

※4 所得者本人の所得 1,000 万円以下

- ・保険料控除申告書

… 令和5年分保険料控除証明（保険会社発行）が揃っているか。

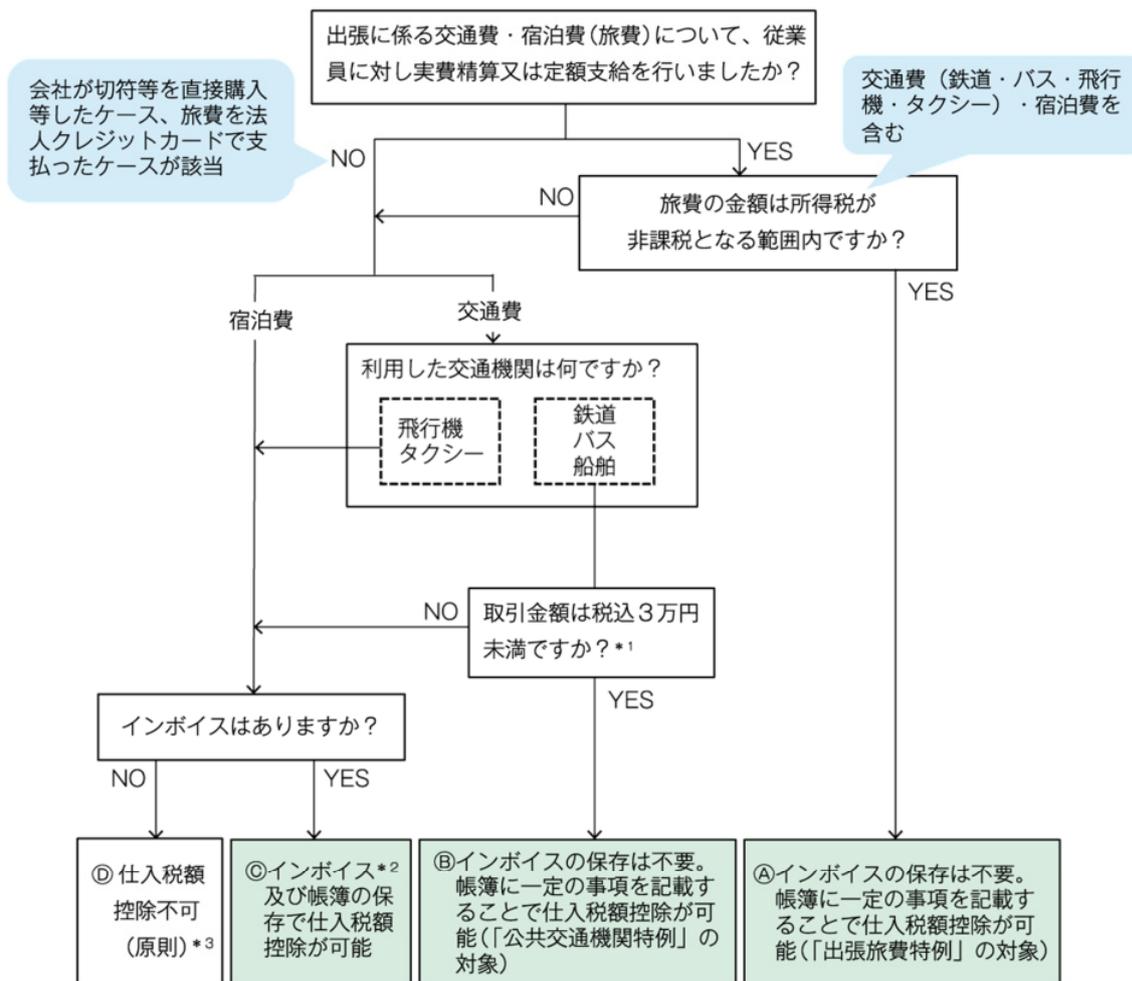
- ・給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書兼（特定増改築等）住宅借入金等特別控除計算明細書

… 住宅ローンの控除証明書の貼付必要（令和5年分 or 平成35年分のものか確認）。

2. 令和5年10月1日以降（インボイス制度下）の旅費交通費についての整理

【参考】令和5年10月以降の出張旅費に係る保存すべき書類

基準期間の課税売上高が1億円以下（又は特定期間の課税売上高が5千万円以下）の事業者は、税込1万円以下の課税仕入れについてインボイスの保存は不要です。帳簿に一定の事項を記載することで仕入税額控除の適用を受けることができます（「少額特例」の対象）。



- * 1 取引金額が税込価額3万円未満かどうかは、1領収単位で判断する。1商品（切符1枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはならない（インボイスQ&A問43）。
- * 2 交付を受けたインボイスの宛名が従業員名である場合は立替金精算書を合わせて保存する必要がある。簡易インボイスを受領した場合は、簡易インボイス及び帳簿の保存で仕入税額控除の適用を受けることができる（立替金精算書は不要）。
- * 3 区分記載請求書等及び帳簿を保存することで、令和5年10月1日～令和8年9月30日は仕入税額相当額の8割、令和8年10月1日～令和11年9月30日は仕入税額相当額の5割が控除の対象になる。令和11年10月1日以降は全額について仕入税額控除の適用を受けることができない。

（週刊 税務通信 令和5年9月4日 No.3767 記事 P.5 より抜粋）

出張旅費特例について（上図中上から2つ目のボックス）

従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）＝（当該支給を受ける従業員の）所得税が非課税となる旅費^{※1}については、一定事項^{※2}を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を適用できる。

尚、旅費の支給方法については「実費精算」と「一定額の支給」の何れの場合でも本特例が適用される。

※1 所得税基本通達9-3（非課税とされる旅費の範囲）

法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

※2 「一定事項」について

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

3. 電気・ガス・水道・電話に係る料金についてのインボイス制度対応一部例示

関西電力

検針票では非対応。

WEB サービス「はぴeみる電」、「電気ご使用量お知らせサービス」または「電気ご使用量まとめて照会サービス」内での提供（会員登録と都度ログイン&ダウンロードが必要）。

大阪ガス

「ご使用量のお知らせ」（検針票）にてインボイス制度対応。

京都市水道局

請求書標準様式をインボイス制度対応様式へ変更。「水道使用水量のお知らせ」（検針票）をインボイス制度対応様式へ変更。

NTTファイナンス

毎月の「ご利用料金のご請求書」（ハガキ）では非対応。

WEB サービス「Web ビリング」内での提供（会員登録と都度ログイン&ダウンロードが必要）。